七　当該特別事業再編計画の実施に必要な資金の使途及び調達方法についての内訳を記載した書類

八　当該特別事業再編計画が従業員の地位を不当に害するものではないことを証する書類

九　当該事業者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員等

ロ　法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

3　法第二条第十三項第二号ハに掲げる事業活動を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、前項各号に掲げる書類に加え、中核的事業の売上高その他の法第二条第十三項第二号ハで規定する経済産業省令で定める指標（以下この項において「売上高等」という。）の当該事業者が行う全ての事業の売上高等の総額に対する割合が相当程度増加すると見込まれることを示す書類を添付しなければならない。

4　特別事業再編計画の円滑かつ確実な実施に資する債権放棄を伴う資金に関する計画（以下この項、第十九条第三項並びに第四十八条第二項及び第四項において「特別事業再編に係る資金計画」という。）を含む特別事業再編計画の認定を受けようとする場合においては、第二項各号に掲げる書類及び前項に規定する書類に加え、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　特別事業再編に係る資金計画に係る公認会計士又は監査法人の報告書

二　特別事業再編債権者（特別事業再編に係る資金計画に記載された債権放棄に合意した債権者をいう。以下この項及び第四十八条第二項において同じ。）の氏名又は名称、金銭消費貸借契約証書その他の原因証書の日付及び債権に相当する金額を示す書類

三　個々の特別事業再編債権者の債権放棄額及び特別事業再編債権者間の債権放棄割合に関して記載した書類

四　特別事業再編債権者との間に当該債権放棄に係る明確な合意があることを証する書類

五　減資その他の株主責任の明確化のための方策を実施することを示す書類

六　当該事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画（第四十八条第二項において「特別事業再編に関連する再建計画」という。）に係る専門家（債権放棄を受ける事業者の事業の継続及び再建を内容とする計画に係る法律、税務、金融、企業の財務、資産の評価等に関する専門的な知識経験を有する者をいう。）による調査報告書

5　第一項の認定の申請に係る特別事業再編計画の実施期間は、三年（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。

（特別事業再編計画の認定）

第十八条　主務大臣は、法第二十五条第一項の規定により特別事業再編計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第五項の定めに照らしてその内容を審査し、当該特別事業再編計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内（法第二十七条第一項の規定により主務大臣が公正取引委員会に協議する場合を除く。）に、申請書の正本に次のように記載した書面を添付し、これに記名押印し、これを認定書として申請者に交付するものとする。

「産業競争力強化法第25条第１項の規定に基づき同法第２条第13項に規定する特別事業再編を実施する者として認定する。」

2　主務大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第二十九による通知書を当該申請者に交付するものとする。